

岐阜市福障号外
令和2年8月5日

指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

障害児通所支援事業所継続支援事業について

令和2年4月10日、岐阜県より「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」が発令され、県内の障害児通所支援事業所に対し休業要請が行われました。これに伴い、令和2年4月11日から5月31日までの間について、本来児童が利用する予定としていた日に当該児童が利用しなかったと市が認める場合、その事業所の所在地や報酬区分等に該当する基準額に応じた補助金を交付する予定です。現在市において申請方法等の準備を進めておりますが、補助金額把握のため、事前に交付申請書に添付予定の計算シートの作成・提出を依頼します。本計算シートは後日交付申請と共に提出していただくこととなりますが、事前の内容確認と補助金額の把握のため、令和2年8月21日(金)までに岐阜市障がい福祉課宛てにメールで送信してください。

○対象事業

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

○作業手順

1. 継続支援記録票.xlsx を作成し、事業所としての補助対象日数を算出する。
2. 補助金額算出様式.xlsx に上記で算出した補助対象日数を入力する。この際、事業所の所在地や報酬区分によって基準額が変わってくるので、通常国保連合会へ請求している明細書情報等でサービス項目コードを参考にし、該当の基準額に補助対象日数を入力してください。
3. 提出の際、ファイル名をそれぞれ「(事業所番号)(事業所名)継続支援記録票」「(事業所番号)(事業所名)補助金額算出様式」としてください。
例 「2150111111〇〇園継続支援記録票.xlsx」

○今後のスケジュール (予定)

8月21日～9月初旬	提出された計算シートの審査
9月初旬～中旬	交付申請書の送付・受付
9月中旬～下旬	交付申請書の精査
9月下旬	補助金の交付

また、本事業における QA も別途添付しますので、ご参考ください。

【担当】岐阜市障がい福祉課 支援係

TEL : 058-214-2137 (支援係直通) Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp